

## 台風接近時・交通機関の運行停止時の扱い

### 1 気象警報発令時の校時変更（6限授業日の場合）

泉州地域のいずれかで「暴風警報」あるいは「特別警報」が発令された場合、以下の対応を実施いたします。

- ◆泉州地域とは、堺市（美原区を除く）・高石市・泉大津市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町 とする。
- ◆特別警報とは、大雨・洪水・暴風・大雪・波浪・高潮に関するものとする。

上記警報が、（解除された場合も含め） 午前7時時点で発令されていない時	平常通り授業。 安全に気を付けて登校してください。
上記警報が、 午前7時時点で発令中の時	生徒は自宅待機。 気象情報に注意してください。
上記警報が、 午前7時から午前10時の間に解除された時	解除後、概ね2時間後から授業開始。 安全に気を付けて登校してください。
上記警報が、 午前10時時点で発令中の時	休校。 生徒は警報の解除まで登校してはいけません。

- \*登校中に上記警報が発令された時、生徒は身の安全を第一に考え、速やかに学校・駅その他公共施設に避難するか、自宅に戻り待機してください。
- \*午前7時から10時の間に上記警報が解除された時、生徒は待機を解き、安全に十分気を付けて速やかに登校してください。
- \*午前10時時点で上記警報が発令中であれば、当日は休校となります。学校や駅その他公共施設で待機していた生徒は、その施設の指示に従って気を付けて帰宅してください。
- \*JR 阪和線、南海本線の運行状況は、授業開始の判断材料のひとつですが、運休をもって自宅待機や休校が自動的に指示されるものではありません。
- \*特別に事情がないかぎり、時間割はその登校日のものとなります。例えば、5時間目から授業を開始する時は、その日の5～6時間目の授業となります。
- \*休校日の振替授業については、追ってお知らせします。

### 2 気象警報発令時の校時変更（4限授業、考査日の場合）

上記警報が、（解除された場合も含め） 午前7時時点で発令されていない時	平常通り授業。 安全に気を付けて登校してください。
上記警報が、 午前7時時点で発令中の時	休校。 生徒は警報の解除まで登校してはいけません。

### 3 交通機関の運行停止時の扱い

- ・JR 阪和線が事故、ストライキ等で運行を停止している場合は、「暴風警報」の規定に準ずる。
- ・南海線、バス等の公共交通機関が事故、ストライキ等で運行を停止している場合でも、本校では平常通り授業を行う。